

令和7年度地域産品販路拡大活動支援事業 公募要領

1. 事業の目的・内容等

県内の複数の食品等製造事業者又は伝統的工芸品製造事業者の商品をとりまとめて県外への販路開拓・拡大を行う地域商社等の取組を支援することで、単独では営業活動が難しい県内事業者の販路開拓・拡大を推進する。

2. 事業実施主体

次の要件をすべて満たすもの

- (1) 島根県産品を製造、販売又は斡旋する者であること。
- (2) 島根県内に主たる事業所を有すること。
- (3) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、個人事業主又はこれらの連合体（組合等の団体を含む）であること。
- (4) みなし大企業（※1）でないこと。
- (5) 島根県税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと。
- (7) 公序良俗に反する活動を行う、又は行う恐れがあるものでないこと。

3. 補助対象事業

事業実施主体が事業の目的を達成するために行う次の取組を支援。

共同での商品開発、県外展示商談会への出展、商談会・産地視察商談の開催、県外小売店等でのフェアの開催、物流の仕組みの検討・実証実験、広報活動（PR媒体の作成）、勉強会・セミナー等の開催 等

4. 事業の要件

次の要件をすべて満たすもの

- (1) 地域商社等が行う新たな取り組みであること。
- (2) 補助事業実施から3年度以内のいずれかの年度において、補助対象事業者が取り扱う参加事業者の商品の、県外小売業者等へ販売した額の合計が、補助事業実施の前年度に比べ、1,000千円以上増加する見込みであること。
- (3) 参加事業者が合計で5者以上であること。
- (4) 全参加事業者の主たる事業所又は工場が一の市町村内にとどまるものでないこと。

5. 補助対象経費

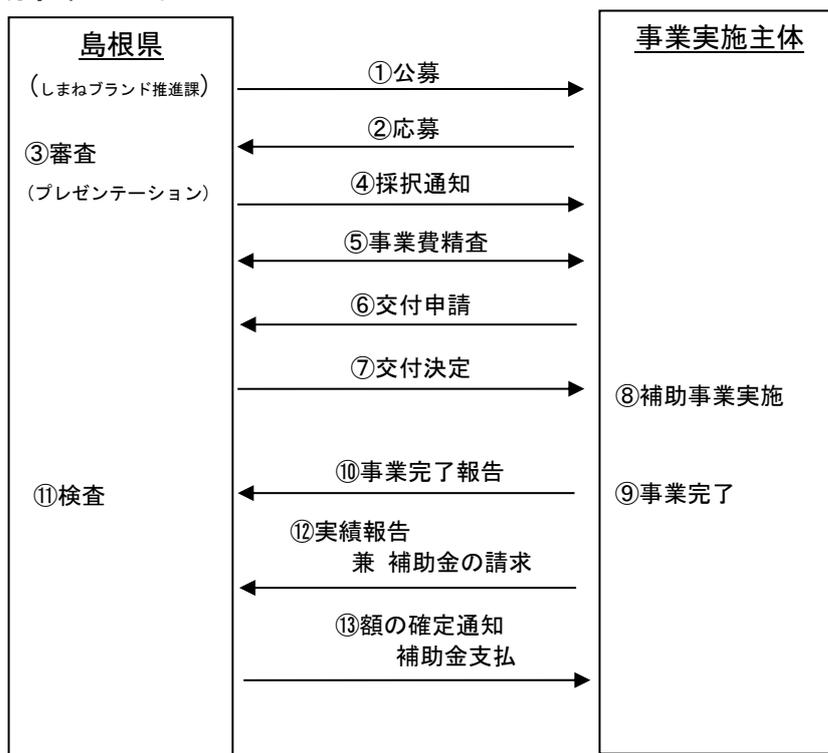
- ・ 報償費（謝金）・旅費・材料費及び消耗品費・印刷費・広報費・デザイン費・委託料
- ・ 郵送費・使用料及び借上（リース・レンタル）料 ※事業年度内に係るものに限る
- ・ 県外展示会等出展料 ※島根県が設置する「島根ブース」への出展を除く
- ・ その他知事が必要と認めるもの

6. 補助額・補助率・補助事業期間

補助額	上限額：1,000千円、下限額：なし
補助率	1/2以内
補助事業期間	交付決定日から令和8年（2026年）3月31日まで

- 【注意事項】① 事業が採択された場合でも、事業の内容、予算の都合等により、補助金交付申請額に対し減額して交付決定させていただく場合があります。
- ② 交付決定日より前に行った事業については、補助対象となりません。

7. 補助事業のスキーム



8. 応募方法等

① 提出様式

事業採択申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第2号）及び関係書類を島根県が定める期日までに提出すること。

② 提出部数

正本1部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

③ 提出方法

書類の提出は、以下の3通りとし、FAXによる提出は不可とする。なお、以下の3通りの方法の組合せによる提出は可とする。

(1) 電子メール

8. ①の提出様式を Word、Excel 又は PDF ファイルでメールに添付し、件名を「地域産品販路拡大活動支援事業（申請者名）書類提出」とし、送信すること。メール送信上の事故（未達等）

について、県は一切の責任を負わない。

メール受領後、県より送信者に対し、受領確認メールを送信する。メール送信日から3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、④(2)「受付先及びお問い合わせ先」まで電話にて照会すること。

(2) 郵送等（郵便、宅配便等）

簡易書留、宅配便等の送達記録の残る方法で送付すること。なお、郵送中の事故について、県は一切の責任を負わない。

(3) 持参

来庁日をあらかじめ本件担当と調整のうえ、手交すること。

④ 提出先

(1) 電子メール

shokusan@pref.shimane.lg.jp

(2) 受付先及びお問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県しまねブランド推進課 「地域産品販路拡大活動支援事業」担当宛て

TEL: 0852-22-5284（担当：賣豆紀、岸）

⑤ 募集期間

令和7年7月15日（火）～令和7年12月26日（金） 随時募集

9. 選定方法等

① 選定方法

別紙審査概要に基づき、しまねブランド推進課にて応募書類の確認を実施する。

書類の確認ができた応募者を対象にプレゼンテーション審査を開催する。

② 審査基準

別途定める。

③ 選定結果の通知

プレゼンテーション審査後に、事業実施主体へ審査結果を通知する。なお、審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、予めご了承ください。

④ 公表

採択となった場合には、原則として、事業実施者名・住所（市町村名）、業種、補助金額、交付年度、事業内容等を公表します。

10. スケジュール

随時募集。

毎月末 翌月審査会分提出締め切り

翌月 前月申請分の審査会開催

11. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守ること。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- ② 補助金の交付決定を受けた場合には、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておくこと）。

原則として、補助事業終了後の補助金額の確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。

- ③ 補助事業実施年度から起算して 3 年間、毎会計年度終了後に補助事業の成果の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ④ 補助事業に係る経理について、その収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
- ⑤ その他、交付要綱のとおり。

12. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属する。

13. その他

補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」ならびに「補助金等交付規則（昭和 32 年 5 月 31 日島根県規則第 32 号）」等に違反する行為等（例：虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

「地域産品販路拡大活動支援事業補助金」審査概要

事業採択申請書及び事業実施計画書は適正に記入の上、提出されているか。また、その他必要な書類は提出されているか。

事業実施主体の要件は満たしているか。

以下全ての補助要件を満たしているか。

【補助要件】

(1) 地域商社等が行う新たな取り組みであること。

(2) 補助事業実施から3年度以内のいずれかの年度において、補助対象事業者が取り扱う参加事業者の商品のうち県外の小売業者等へ販売した額の合計が、補助事業実施の前年度に比べ、1,000千円以上増加する見込みであること。

(3) 参加事業者が合計で5者以上であること。

(4) 全参加事業者の主たる事業所又は工場が一の市町村内にとどまるものでないこと。

実現可能性が高い事業計画か。

補助対象経費の算出は適切か。また、補助対象事業が事業実施計画の実現に寄与するものとなっているか。